

## ～令和になってかわること・源泉所得税関連～

平成 31 年度税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。

**1. 未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）について**

- (1) 非課税口座を開設することができる年齢要件の引き下げ  
居住者等が未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件がその年 1 月 1 日において 18 歳未満（現行：20 歳未満）に引き下げられました。  
この改正は令和 5 年 1 月 1 日以後に開設する未成年者口座及び令和 5 年 1 月 1 日以後に設けられる非課税管理勘定について適用されます。
- (2) 電磁的記録の提供の際に行う本人確認方法の追加  
次に掲げる書類の提出に代えて行う電磁的方法によるその書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に行うこととされている本人確認の方法に、その者の住民票の写し等を提示する方法が加えられました。  
イ 未成年者口座内上場株式等移管依頼書  
ロ 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書  
この改正は平成 31 年 4 月 1 日以後に行う電磁的方法による提供について適用されます。

**2. 令和 2 年に開催される東京オリンピック競技大会等について**

令和 2 年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者及び外国法人に係る課税の特例が創設されました。

- (1) 大会に参加をし、又は大会関連業務(注)に係る勤務その他の人的役務の提供を行う一定の非居住者が支払を受ける一定の国内源泉所得については、所得税を課さないこととされました。  
(注) 大会関連業務とは、大会の円滑な準備又は運営に関する一定の業務をいいます。
- (2) 大会関連業務を行う一定の外国法人が支払を受ける一定の使用料については、所得税を課さないこととされました。

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間における大会への参加等に係る一定の国内源泉所得について適用されます。

平成 30 年度の税制改正により、令和 2 年 1 月 1 日以後適用される主なものは以下の通りです。

**3. 給与所得控除の見直し**

- (1) 給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられました。
- (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円、その上限額が 195 万円にそれぞれひきさげられました。

**Tax Consulting Firm EOS  
Firm News Vol.50 Jul'19**

この改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超180万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40%-10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%+18万円	その収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%+54万円	その収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%+120万円	その収入金額×10%+110万円
850万円超1,000万円以下		
1,000万円超	220万円	195万円

#### 4. 基礎控除の見直し

- (1) 基礎控除額が10万円引き上げられました。
- (2) 合計所得金額が2,400万円を超える居住者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える居住者については基礎控除の適用はできないこととされました。

改正後の基礎控除額は、次のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		-

#### 5. 所得金額調整控除の創設

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

(注)この改正に伴い、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする人は、所要の事項を記載した「所得金額調整控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

#### 6. 上記3～5に伴う各種所得控除の合計所得金額要件等の見直し

- (1) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が48万円以下(現行:38万円)に引き上げられました。
- (2) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が95万円以下(現行:85万円以下)に引き上げられました。
- (3) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が48万円超133万円以下(現行:38万円超123万円以下)とされ、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分が、

**Tax Consulting Firm EOS**  
**Firm News Vol.50 Jul'19**

それぞれ 10 万円引き上げられました。

- (4) 勤労学生の合計所得金額要件が 75 万円以下(現行：65 万円以下)に引き上げられました。
- (5) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 55 万円(現行：65 万円)に引き下げられました。

**7. 年末調整関連資料の電磁的方法による提供**

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供が可能になりました。この改正は令和 2 年 10 月 1 日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。

参照 国税庁ホームページ

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: [accounting@epcs.co.jp](mailto:accounting@epcs.co.jp) <https://www.epcs.co.jp>